

検証意見書



2021年7月8日
意見書番号：SGS21/015

三菱電機株式会社
執行役社長
杉山 武史 様

検証目的

SGSジャパン株式会社（以下、当社）は、三菱電機株式会社（以下、組織）からの依頼に基づき、組織が作成した検証対象（以下、GHG等に関する主張）について、検証基準（ISO14064-3:2006及び当社の検証手順）に基づいて検証を実施した。本検証業務の目的は、組織の対象範囲にかかるGHG等に関する主張について、判断基準に照らし適正に算定・報告されているかを独立の立場から確認し、第三者としての意見を表明することである。

検証範囲

検証対象は、Scope 1 及び Scope2、エネルギー消費量、Scope 3、水使用量・排水量である。
詳細な検証対象範囲及び対象期間は別紙参照。

検証手順

本検証業務は、検証基準に則り、限定的保証水準にて次の手続きを実施した。

- 算定体制の検証：検証対象の測定・集計・算定・報告方法に関する質問、及び関連資料の閲覧
- 定量的データの検証：姫路製作所及び群馬製作所での現地検証及び証憑突合、本社でのその他検証対象範囲に対する分析的手続き及び質問

判断基準は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver. 4.7）、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（Ver. 2.3）、同算定のための排出量原単位データベース（Ver. 2.5）及び組織が定めた手順を用いた。

結論

前述の要領に基づいて実施した検証手続の範囲において、組織のGHG等に関する主張が、判断基準に従って、算定及び報告されていないと認められる重要な事項は発見されなかった。
なお、当社は、組織から独立しており、公平性を損なう可能性や利害の抵触はない。

SGSジャパン株式会社

認証・ビジネスソリューションサービス
上級経営管理者

事業部長 竹内 裕二



本書面は、SGS ジャパン株式会社によって www.sgs.com/terms_and_conditions.htm で参照することができる「認証サービスの一般条件」に従って発行されたものであり、「認証サービスの一般条件」に規定されている責任の制限と補償に関する条項および管轄に関する条項等に従います。この書面に記載された内容は検証を行った時点におけるまた適用される場合は組織の指示の範囲内における確認内容を示しています。組織およびこの書面に関する SGS ジャパン株式会社の責務は取引文書におけるすべての権利および義務の遂行から、免除させるものではありません。本書面の内容または体裁について、許可なく偽造、変造または改ざんすることは違法であり違反した場合には法令に基づくあらゆる範囲において罰せられる可能性があります。

検証対象範囲の詳細

検証対象	検証範囲	GHG等に関する主張
1 Scope 1, 2 (エネルギー起源) 及びエネルギー消費量	組織が定めたエネルギー管理事業拠点 (組織：52拠点、国内グループ：55拠点、海外グループ：25拠点、計132拠点)	Scope 1: 105,989 t-CO ₂ Scope 2: ロケーションベース： 942,312 t-CO ₂ マーケットベース： 812,102 t-CO ₂
2 Scope 1 (非エネルギー起源：HFC, PFC, SF6)	組織が定めたGHG管理事業拠点 (組織：29拠点、国内グループ：19拠点、海外グループ：7拠点、計55拠点)	121,062 t-CO ₂
3 Scope 3 (カテゴリー1)	組織、連結子会社及び持分法適用会社に関わる、組織が定めた範囲	9,087,114 t-CO ₂
4 Scope 3 (カテゴリー6)	組織、国内連結子会社及び持分法適用会社に関わる、組織が定めた範囲	4,598 t-CO ₂
5 Scope 3 (カテゴリー7)	組織、連結子会社及び持分法適用会社に関わる、組織が定めた範囲	29,261 t-CO ₂
6 Scope 3 (カテゴリー11)	組織が定めた環境貢献76製品群	34,736,549 t-CO ₂
7 水使用量・排水量	組織が定めた水管理事業拠点 (組織：29拠点、国内グループ：43拠点、海外グループ：24拠点、計96拠点)	水使用量： 10,348 千m ³ 排水量： 8,156 千m ³

対象期間

検証対象 1、3～7	2020年4月1日～2021年3月31日
検証対象 2	2020年1月1日～2020年12月31日

本書面は、SGS ジャパン株式会社によって www.sgs.com/terms_and_conditions.htm で参照することができる「認証サービスの一般条件」に従って発行されたものであり、「認証サービスの一般条件」に規定されている責任の制限と補償に関する条項および管轄に関する条項等に従います。この書面に記載された内容は検証を行った時点におけるまた適用される場合は組織の指示の範囲内における確認内容を示しています。組織およびこの書面に関する SGS ジャパン株式会社の責務は取引文書におけるすべての権利および義務の遂行から、免除させるものではありません。本書面の内容または体裁について、許可なく偽造、変造または改ざんすることは違法であり違反した場合には法令に基づきあらゆる範囲において罰せられる可能性があります。